

新町公園の管理運営に関する年度協定書（案）

美馬市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、令和 年 月 日に締結した、新町公園の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、新町公園の管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、新町公園の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和 年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和 年度の業務内容は、基本協定書に定めるとおりであることを確認する。

（令和 年度の指定管理料）

第3条 甲は、本業務の実施の対価として、金 円。※翌月末、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。但し、差額の金額については最終月に支払いをする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市長

乙